

## 一般社団法人日本助産学会 第7回 社員総会 プログラム

日 時 平成 29 年 3 月 17 日 (金) 13 時 00 分～14 時 30 分  
会 場 あわぎんホール(徳島県郷土文化会館)5階小ホール

議 事 (議 長 : 高田昌代 理事長)

開会(定足数の確認)

議事録署名人の選出

<報告事項>

1. 理事会報告
2. 平成 28 年度事業報告
3. 第 31 回学術集会準備状況報告

<審議事項>

1. 平成 28 年度決算報告
2. 監査報告
3. 名誉会員制度の制定について
  - ①定款の改定
  - ②会員規程の改定
  - ③名誉会員に関する規程の制定
4. 平成 29 年度事業計画案
5. 平成 29 年度収支予算案
6. 次々期第 33 回学術集会会長の承認
7. 一般社団法人 日本医療安全調査機構への協力について



# 理事会報告

理事長 高田 昌代

第1回理事会 平成28年6月24日（金）13：30～16：00 於：聖路加国際大学  
出席者9名（理事7名、監事2名）

## <報告事項>

1. 会員動向：普通会員 2,169 名、特別会員 105 名、学生会員 40 名、賛助会員 3 団体、  
継続購読 114 機関
2. 各担当・委員会報告
3. 助産用語集特別委員会報告
4. 第 31 回日本助産学会学術集会準備状況
5. 看護系学会等社会保険連合報告
6. 日本看護系学会協議会報告
7. 助産師団体連絡会報告
8. 四団体連絡会報告
9. 厚労省への要望書提出について

## <審議事項>

1. 将来ビジョンについて
2. 学術集会の在り方について
3. 甚大災害発生時の対応について
4. (株)ガリレオとの学会業務委託契約書の見直しについて
5. 法人としての貸金庫開設について
6. 会計規定 内規の修正について
7. 会計理事の事務補佐の雇用について
8. 学会広報の方策について
9. 2017 年国際助産師の日ポスターについて
10. 編集委員会委員の委嘱について
11. 学会誌のオンライン投稿・査読システム化について
12. 2016 年度の研究助成について
13. 研修・教育委員会の活動予定について
14. 看護系学会等社会保険連合からのアンケート回答案について
15. 4 団体合同国際委員会の設置について
16. 産後ケアガイドライン検討会について
17. 各委員会の委員会構成案について
18. 日本マタニティフィットネス協会から医療セミナーによる寄付について
19. 入会審査：普通会員 44 名、特別会員 3 名、学生会員 7 名の承認

第2回理事会 平成28年7月22日（金）13：30～16：00 於：聖路加国際大学  
出席者10名（理事9名、監事1名）

## <報告事項>

1. 会員動向：普通会員 2,188 名、特別会員 103 名、学生会員 44 名、賛助会員 3 団体、  
継続購読 113 機関
2. 各担当・委員会報告
3. 第 30 回日本助産学会学術集会会計報告
4. 日本看護系学会協議会報告
5. 日本マタニティフィットネス協会からの寄付について
6. 日本医療機能評価機構：「再発防止委員会からの提言」について
7. 科研費の助産関係の費目の拡充について
8. 助産用語集特別委員会の委員辞退について

## <審議事項>

1. 学会ビジョン活動計画について
2. 表彰関連委員会の委員構成について
3. 第 31 回学術集会時の理事会・社員総会日程について
4. 日本看護系学会協議会の軍事研究に関する委員会への委員推薦について
5. 看護系学会等社会保険連合関係のワーキンググループの研究計画について
6. 入会審査：普通会員 17 名、特別会員 2 名、学生会員 10 名の承認

第3回理事会 平成28年10月21日(金) 13:30~16:00 於: 聖路加国際大学  
出席者12名 (理事11名、監事1名)

<報告事項>

1. 会員動向: 普通会員2,260名、特別会員11名、学生会員60名、賛助会員3団体、  
継続購読112機関
2. 各担当・委員会報告
3. 第31回日本助産学会学術集会準備状況
4. 四団体連絡会報告

<審議事項>

1. 助産用語集の掲載用語案について
2. 学術集会運営内規案について
3. 第30回学術集会決算書案について
4. ICM地域代表立候補について
5. 第31回ICMトロント大会への展示ブースの出展について
6. 事務局体制について
7. 会計規定内規の修正案について
8. 代議員の役割について
9. 学会賞の推薦について
10. ガイドラインの出版および販売について
11. 看護系学会等社会保険連合関係のワーキンググループ委員追加について
12. 日本母体救命システム普及協議会への協賛団体加入について
13. 遺伝看護<家族ケアと倫理>セミナー実行委員会から後援依頼について
14. 本学会の法人略称について
15. 入会審査: 普通会員7名、特別会員1名、学生会員2名の承認

第4回理事会 平成29年1月20日(金) 13:30~16:00 於: 聖路加国際大学  
出席者10名 (理事8名、監事2名)

<報告事項>

1. 会員動向: 普通会員2,328名、特別会員142名、学生会員48名、賛助会員3団体、  
継続購読114機関
2. 各担当・委員会報告
3. 助産用語集特別委員会報告
4. 第31回日本助産学会学術集会準備状況
5. 日本学術会議報告
6. 日本助産実践能力推進協議会報告
7. 四団体連絡会報告
8. 日本産婦人科医会妊産婦メンタルヘルスケアプロジェクト委員派遣報告
9. 日本母体救急システム普及協議会認定委員会委員推薦報告

<審議事項>

1. 日本医療安全調査機構への協力について
2. 第33回学術集会会長について
3. 平成28年度事業報告について
4. 平成29年度事業計画(案)について
5. 平成29年度予算(案)について
6. 学会誌投稿のWEB申請に伴う投稿規定の修正について
7. 平成29年度研究助成(奨励研究)選考について
8. 学会賞選出結果について
9. ガイドラインの販売について
10. 日本看護系学会協議会の役員選挙について
11. 日本産婦人科医会からの協力依頼について
12. 特定個人情報取り扱いに関する契約締結について
13. 事務局体制について
14. 入会審査: 普通会員15名、特別会員1名、学生会員3名の承認

第5回理事会 平成29年2月24日(金) 13:30~16:00 於: 聖路加国際大学  
出席者10名(理事9名、監事1名)

<報告事項>

1. 会員動向: 普通会員2,258名、特別会員156名、学生会員30名、賛助会員3団体、  
継続購読機関114機関
2. 各担当・委員会報告
3. 第31回日本助産学会学術集会準備状況

<審議事項>

1. 事業計画案について
2. 将来ビジョンに基づいた平成29年度活動計画について
3. 社員総会要綱(案)について
4. 学術集会内規(案)について
5. 会計規程内規(案)の承認について
6. 名誉会員制度発足に関する定款並びに諸規定の整備について
7. 平成28年度決算報告について
8. 平成29年度予算案について
9. 学会賞受賞者紹介文と賞状文について
10. 国際委員会委員の委嘱について
11. ICMへのブース出展について
12. 選挙管理委員の推薦について
13. 第40回助産師団体連絡会の出席者について
14. 看保連研究助成募集の案内について
15. 社員総会・会員総会の今後の運営方法について
16. 入会審査: 普通会員17名、学生会員11名の承認

第6回理事会 平成29年3月17日(金) 12:00~13:00  
於: 徳島市 あわぎんホール

<議 事>

1. 会員動向
2. 第5回理事会以降の事業、社員総会・学会総会準備報告
3. その他社員総会・学会総会提案事項
4. その他
5. 入会審査

# 書面理事会報告

理事長 高田 昌代

第1回 平成28年4月25日（月）

- ・編集委員会（江藤担当理事）の委員の承認について

第2回 平成28年5月2日（月）

- ・災害支援プロジェクトチームの発足と担当者の承認について
- ・厚生労働省への要望書提出の承認について
- ・総務委員会の発足の承認について

第3回 平成28年5月18日（水）

- ・国際委員会の委員の承認について

第4回 平成28年9月30日（金）

- ・『第10回母子手帳国際会議』後援依頼の承認について
- ・平成28年9月21日時点の入会申込者の承認について

第5回 平成28年9月30日（金）

- ・国際助産師の日ポスターデザイン案の承認について

第6回 平成28年11月25日（金）

- ・第31回学術集会発表に対し、利益相反（COI）状態の開示を義務付けることについて

第7回 平成29年1月11日（水）

- ・熊本地震・一周年報告会で日本助産師会の活動を発表するため、2名分の経費を予備費から計上することについて
- ・第3回日本周産期精神保健研究会後援名義依頼について
- ・日本母体救命システム普及協議会 認定委員会への委員推薦を理事長一任について

# 事業報告

## 1. 庶務担当

担当理事 安達 久美子

1) 会員数(平成 29 年 1 月 31 日現在 総会員数 2,438 名)

地区別 会員数	北海道	東北	関東 甲信越	東京	東海 北陸	近畿	中国 四国	九州 沖縄	海外	合計	入会数	退会数
普通 会員数	105	118	433	418	386	363	203	227	1	2,254	192	100
特別 会員数	2	1	32	41	28	22	18	12	0	156	42	11
学生 会員数	2	0	2	10	3	5	0	6	0	28	22	0
合計	109	119	467	469	417	390	221	245	1	2,438	256	111

\* 賛助会員 3 団体

\* 学会誌継続購読 114 機関

2) 庶務活動

- ① 会議準備
- ② 会員管理に関すること
- ③ 災害支援に関すること
- ④ 「健やか親子 21」推進協議会参加団体としての対応
- ⑤ 日本医療安全調査機構への協力
- ⑥ 学術集会内規（案）の検討について
- ⑦ 総務委員会を 4 回開催した

## 2. 会則担当

担当理事 春名 めぐみ

下記の通り、本学会の諸規程(定款・委員会規程・内規等)の見直しと整備を行った。

- ① 会計規程内規の見直しと改定
- ② 名誉会員制度制定のための定款、会員規程の改定案策定および名誉会員規程案の新規策定  
名誉会員制度に関わる諸規程については、第 7 回社員総会(平成 29 年)へ議案として上程する

## 3. 渉外担当

担当理事 福井 トシ子

助産師団体連絡会など関連団体との協議に参加し、意見交換や情報交換を行い、本会の活動の広報と普及などを行っている

#### 4. 広報委員会

委員長 毛利 多恵子

##### 1) 学生会員募集広報

ちらしを作成し全国助産師教育協議会に依頼し助産教育機関に発送した。

##### 2) ニュースレターWEB版発行:80号(平成28年5月)、81号(平成28年9月)、82号(平成29年1月)

##### 3) ホームページ内容のチェック

産科医療補償制度機関からの最新情報掲載

##### 4) 会員メール配信の推進に向けて

メール登録のちらしを未登録者に対して発行、紙媒体希望を強く要望する人の確認作業

メール配信が不可能な会員には、白黒印刷のニュースレターを年1回まとめて郵送予定

2016年度のメールアドレス登録者 1,942名、未登録者 568名、メールアドレス登録率 77%

##### 5) 30周年記念式典と祝賀会運営

##### 6) マンスリーメール発信

2016年7月より毎月メールアドレス会員に対して新しい情報を提供

##### 7) 「国際助産師の日」ポスターの企画・制作

#### 5. 編集委員会

委員長 江藤 宏美

##### 1) 委員会 4回開催(メール会議を含む)

##### 2) 日本助産学会誌第30巻1号を平成28年6月に、2号を平成29年1月に2,600部を発行

##### 3) 論文の受付状況と掲載論文

①平成28年1月から平成28年12月までの受付論文総計数は27編

内訳は原著論文22編(英文原著論文1編含む)、総説3編、資料2編

②第30巻1号の掲載論文は、30周年記念論文3編、総説1編、和文原著論文5編、和文資料5編

第30巻2号の掲載論文は、和文原著論文3編、和文資料4編、英文資料1編

\*上記採用論文の受付から採用決定までの期間は、平均248.3日(±82.9日)、最短133日、最長486日

③不採用論文は原著5編(再投稿の勧奨及び著者からの取り下げを含む)

##### 4) WEB申請への移行

平成28年9月以降、投稿・査読オンラインシステムとしてScholarOneを使用することを決定、日本での代理店(杏林舎)と契約締結し、システム構築を開始した。WEB申請に伴い、編集事務局としてPrime Associatesと契約締結。

平成29年1月から、新規受付はWEBで登録を開始する。現在の査読中の論文25編は順次移行し、WEBでのやり取りとなる。

WEB申請に伴い、冊子体は論文のみの掲載(総説、原著、資料など)となり、その他の委員会からのお知らせや学会のプロシーディング等はPDFのみとなり、冊子体には含めずホームページに掲載することとなった。

①投稿規定について

②COIについて



## 6. 表彰関連委員会

委員長 加納 尚美

### 1) 応募の過程

① 会員への公募メール「日本助産学会 学会賞(学術賞・奨励賞)候補者公募のお願い」  
(平成 28 年 11 月 10 日 事務局発信)

② ホームページに公募の掲載

### 2) 各賞の応募と選考

- ・ 功労賞候補者の推薦数 2 名
  - ・ 学術賞候補者の推薦数 (編集委員会に推薦依頼)
  - ・ 奨励賞候補者の推薦数 1 名
- (募集に対する推薦・応募はなく、理事会からの推薦)

#### ① 功労賞候補者選考

歴代理事・評議員・委員歴・学会長等の資料等の収集と検討  
推薦の検討

#### ② 学術賞候補者選考

表彰論文評定基準に従って推薦された過去 3 年分の学会誌掲載論文について、選考基準に照らし、独創性・助産学に寄与する学術的価値・助産学領域の貢献・助産学の将来展望などの観点から検討

#### ③ 奨励賞候補者選考

助産実践者で助産実践の向上や技術開発に関する資料収集と、推薦理由等の検討

\* 表彰関連委員会規程ならびに催促により、平成 27 年度日本助産学会表彰者 厚労省、奨励賞各 1 名と学術賞 1 名を選出予定

### 3) 平成 28 年度日本助産学会表彰者氏名と推薦理由をニュースレター No.83 号 (WEB 版 8 号) に報告予定

## 7. 国際委員会

委員長 有森 直子

### 1) ICM への助産の質向上のための提言

随時 ICM から送られてくる文書について検討し、ICM に対する提言等は、事務局と相談の上対応し、会員への広報すべき内容をニュースレター、マンスリーメールを活用して配信した。(具体的には IC 地区理事の検討等)

### 2) グローバル化の促進

英語 HP の作成、および英文パンフレットの改定は、広報委員会および委員会での検討に留まった。

### 3) アジアにおける助産研究交流

- ・ アジア研究者との交流については、トヨタ財団助成金申請を行い採択された。「分かち合いから得られる出産の多様性と共通性」(平成 28 年 11 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日) 750 万円。
- ・ 平成 29 年 3 月 JAM 交流集会にて、ミャンマー、日本の女性の出産体験の共有の機会を予定している。

### 4) 助産関連団体の国際に関連する事業の相互協力促進

- ・ ICM 所信表明(平成 26 年プラハ大会採択)文書を関連団体と協力し、本委員会は、7 件を担当した。

## 8. 学術会議委員会

委員長 高田 昌代

日本学術会議の動向について、日本看護系学会協議会等に情報収集し必要に応じ報告を行った。本学会会員に学術会議から発行されるニュースレターを、メーリングリストを用いて情報提供をおこなった。

## 9. 学術振興委員会

委員長 葉久 真理

### 1) 平成 29 年度研究助成（奨励研究）の募集および選考

(1) 平成29年度の研究助成申請では、助成額と件数、研究期間を変更した。

助成金額は2種類、研究期間はいずれも2年間。

A：助成金額が、1件あたり100万円以内。1件程度採択

B：助成金額が、1件あたり30万円以内。3件程度採択

(2) ニュースレター№.80 に募集記事を掲載、マンスリーメールでの募集案内

(3) 応募件数

A：6 件

B：5 件

(4) 選考結果

A：1 件

・竹形 みずき 氏

ベトナム都市部で増加する帝王切開の実態と背景因子

—母親や医療者の出産や医療に対する思いに関する質的調査—

B：3 件

・園田 希 氏

赤ちゃんとおふれ合う体験「Mama Touch プログラム」とオキシトシンの関連

・麓 杏奈 氏

助産師の心的外傷体験に対するストレスマネジメントプログラムの開発

・菊地 栄 氏

福島県原子力発電所事故後の福島県在住母子の健康への影響の検討と未来に向けた  
母子ケアへの指針研究

### 2) 研究報告書の掲載について

日本助産学会ホームページに平成 24 年度以降の研究報告書を掲載予定

## 10. ガイドライン委員会

委員長 堀内 成子

・「エビデンスに基づく助産ガイドライン—妊娠期・分娩期 2016」を発刊

前作の「エビデンスに基づく助産ガイドライン—分娩期 2012」の発刊から4年の歳月が流れ、この間、世界中で多数の研究論文が発表されてきた。本ガイドラインでは、質の高さや活用性から3つのガイドライン——英国 National Institute for Health and Clinical Excellence、「産婦人科診療ガイドライン産科編 2014」、「科学的根拠に基づく快適で安全な妊娠出産のためのガイドライン 2013」を参照ガイドラインとして選定し、それらのガイドラインを基盤に、最新情報を加えて作成した。この際、妊娠期のCQを新たに追加している。

本ガイドライン作成に当たっては、ガイドライン委員会での原案作成後、パブリックコメントを学会ホームページ上で求め、大変貴重な意見をいただいた。この場を借りて御礼を申し上げたい。

上記のパブリックコメントにより寄せられた意見を基に原案を修正し、最終案を作成・発刊した。発刊されたガイドラインは学会誌に同封する形で2月初旬に会員へ配布している。引き続き、会員各位の忌憚のないご意見を賜りたい。

## 11. 研修・教育委員会

委員長 中根 直子

### 1) 研修・教育活動

#### ① 研修会開催

「国際学会で英語プレゼンのコツ」

大田えりか先生 聖路加国際大学 国際看護学教授

コクラン日本事務局長 Associate Editor, Cochrane Pregnancy and Childbirth Group)

平成 29 年 1 月 9 日(祝) 於: 日本赤十字社医療センター

参加者: 15 名(会員 9 名、非会員 6 名)

#### ② 新生児蘇生法・日本周産期・新生児学会認定「インストラクター」コース受講候補者推薦

#### ③ 第 31 回日本助産学会学術集会プレコンgres開催

「国際学会での口頭発表に挑戦しよう！ー初心者編ー」

福澤利江子先生 筑波大学医学医療系 国際看護学 助教

平成 29 年 3 月 17 日(金) 於: 徳島市あわぎんホール

### 2) 次年度に向けての委員会活動の検討

#### ① 助産学における学術振興のための研修会の開催

#### ② 助産実践能力推進に関するワークショップの開催

#### ③ 新生児蘇生法・日本周産期・新生児医学会認定「インストラクター」コース受講候補者の推薦

従来行われていた関係団体専用枠は日本周産期・新生児医学会の判断により廃止となった。

ただし、学会からの推薦での参加申込の場合には参加受付の際に優先的に受講が可能とのことなので、引き続き、適宜推薦を行っていく予定である。

## 12. 看護系学会等社会保険連合(看保連)委員会

担当理事 島田 啓子

### 1) 一般社団法人看護系学会等社会保険連合社員総会, 看護技術検討委員会等に出席

### 2) 平成 30 年度診療報酬改定に向けて, 本委員会のもとに3つのワーキンググループ(WG)を設置した。

WG1. 院内助産・助産外来に関する技術評価と体制評価検討

WG2. 切迫早産妊婦の在宅療養支援技術評価検討

WG3. 乳腺炎時に実施する助産技術評価検討

### 3) 看保連から依頼のあった平成 30 年度診療報酬改定に向けた意向調査に WG1、2、3から回答提出(医療技術提案は WG1、2、3すべて有り。平成30年度診療報酬改定要望は WG1、2で有と回答)

### 4) 「保険医療制度と診療報酬体系」を理解するセミナーおよび検討会の開催

平成 28 年 4 月 24 日、「社会保障に関する政策動向と診療報酬に関する基礎的理解」

講師: 福井トシ子氏、本学会理事 (会場: 聖路加国際大学)

平成 28 年 6 月 12 日、「助産師出向システムの政策形成過程」

講師: 福井トシ子氏、本学会理事 (会場: 聖路加国際大学)

平成 28 年 5 月 8 日、8 月 11 日、「助産外来」、「切迫早産」、「乳腺炎」の WG 検討経過と共有  
有識者による助言: バクスター(株) 吉田恵美子氏 前・看護師、医療経済コンサルタント

(会場: 聖路加国際大学)

平成 28 年 9 月 6 日、「助産外来」、「切迫早産」、「乳腺炎」の各 WG 計画について検討

有識者による助言: 田倉智之 教授、大阪大学大学院医学系研究科医療経済産業政策学

(会場: 日本看護協会)

### 5) 平成 29 年度看保連研究助成の申請および WG 検討成果

WG1: 本学会誌に投稿準備

「研究課題: 日本の院内助産システムの安全性と有用性に関する文献検討(仮)」

WG2: 平成29年度看保連研究助成申請「切迫早産妊婦への訪問看護プロトコル」の作成

「研究課題:退院後の切迫早産妊婦への助産師による訪問看護のプロセス評価」

WG3:本学会誌に投稿準備

「研究課題:乳腺炎時の助産師のケアに関する文献検討(仮)」

6)その他, 逐次にワーキンググループ内外で検討会とメール会議

### 13. 助産用語集特別委員会

担当理事 安達久美子

1) 日本助産学会助産用語集に関する検討を行った。

①助産管理、地域母子保健、助産理論・心理の3つの領域で使用される用語について、用語集に掲載すべき用語の精選を行った。

②用語集掲載語について、第1案を理事会に提出し、意見聴取した。

③用語集掲載語を確定し、各用語の定義について検討した。

## 第31回日本助産学会学術集会準備状況報告

学術集会会長 葉久 真理

### 1) 会議開催状況(平成 29 年 1 月 19 日現在)

企画委員会・実行委員会:7 回

### 2) 開催日程と会場

日 程:平成 29 年 3 月 18 日(土)・19 日(日)、プレコングレス 3 月 17 日(金)

会 場:あわぎんホール(徳島県郷土文化会館)

懇親会会場:阿波観光ホテル

### 3) 主な協議事項

- ①学術集会のタイムスケジュール作成と担当者の検討
- ②学術集会会場設営の検討
- ③基調講演、市民公開特別講演、市民公開教育講演、特別講演、教育講演、市民公開講座、シンポジウム、ワークショップ、プレコングレス等の企画・運営
- ④演題登録:登録数 193 題(辞退が 1 題)  
口演:86 題、ポスター:106 題、計 192 題の発表決定
- ⑤座長依頼(講演、演題発表等)
- ⑥学術集会運営関連事項(企画の微調整、予算案、実行委員等の依頼公文書作成・送付等)
- ⑦学術集会会場・懇親会会場の設営等について打ち合わせ、防災避難等の確認
- ⑧協賛・展示・広告等の検討・依頼
- ⑨学術集会展録集の校正と編集、印刷発行
- ⑩懇親会の企画・運営

### 4) 学術集会に関する広報

- ①会員…学会誌及び、ニュースレターに第 1 報、第 2 報を掲載。マンスリーメールでの案内。  
第 30 回学術集会開催時および学会誌送付時にチラシを同封し送付
- ②関連団体(全国助産師教育協議会、徳島県看護協会、徳島県助産師会など)の協力を得て、  
会員メールによる案内、研修会開催時にちらしやプログラムを配布
- ③中四国地区の助産師会会員および産科を有する中・大規模病院にポスターとプログラムを配布
- ④全国助産師教育協議会の HP で、助産学生ポスター発表募集
- ⑤雑誌等…エキスパートナース、日経メディカル オンラインに学会情報を掲載
- ⑥ホームページ開設

### 5) 事前参加申込み状況

申込数(登録数)474 名:会員 346 名、非会員 84 名、学生 44 名(平成 29 年 1 月 19 日現在)

# 貸借対照表

平成29年 1月31日

一般社団法人 日本助産学会

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産			
普通預金	77,570,231	66,504,546	11,065,685
未収金	270,000	0	270,000
前渡金	2,500,000	2,500,000	0
貯蔵品	573,103	516,110	56,993
流動資産合計	80,913,334	69,520,656	11,392,678
2 固定資産			
特定資産			
特別事業基金	1,400,000	3,000,000	-1,600,000
学術振興基金	7,000,000	7,000,000	0
固定資産合計	8,400,000	10,000,000	0
資産合計	89,313,334	79,520,656	11,392,678
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債			
未払金	4,348,827	5,070,982	-722,155
前受金	4,448,000	3,362,000	1,086,000
預り金	1,137	9,096	-7,959
仮受金	0	20,000	-20,000
貸倒引当金	1,814	0	1,814
未払法人税等	539,100	641,600	-102,500
流動負債合計	9,338,878	9,103,678	235,200
負債合計	9,338,878	9,103,678	235,200
<b>III 正味財産の部</b>			
1 指定正味財産	0	0	0
指定財産合計	0	0	0
2 一般正味財産	79,974,456	70,416,978	9,557,478
(うち特定資産への充当額)	( 8,400,000 )	( 10,000,000 )	( -1,600,000 )
正味財産合計	79,974,456	70,416,978	9,557,478
負債及び正味財産合計	89,313,334	79,520,656	9,792,678



# 正味財産増減計算書

自平成28年 2月 1日 至平成29年 1月31日

一般社団法人 日本助産学会

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1 経常増減の部				
(1) 経常収益				
<b>会費収入</b>	[ 23,804,000 ]	[ 23,048,000 ]	[ 756,000 ]	
普通会員収入	21,860,000	21,510,000	350,000	納入率93.37%(2,254名)
特別会員収入	1,104,000	820,000	284,000	納入率72.95%(156名)
学生会員収入	268,000	172,000	96,000	納入率96.43%(28名)
賛助会員収入	90,000	60,000	30,000	3団体
入会金収入	482,000	486,000	-4,000	241名分
<b>事業収入</b>	[ 26,579,000 ]	[ 21,273,040 ]	[ 5,305,960 ]	
事業開催時参加費等	148,000	3,000	145,000	プレコン・セミナー参加費収入
学術集会収入	24,324,700	19,971,555	4,353,145	第30回学術集会
学会誌等販売収入	1,546,300	1,285,985	260,315	購読・バックナンバー
学会誌広告収入	0	12,500	-12,500	
周年事業収入	560,000	0	560,000	記念式典参加費収入
<b>寄付金収入</b>	[ 984,000 ]	[ 3,667,484 ]	[ -2,683,484 ]	
ICMセーフマザーフッド基金	104,000	2,500	101,500	
ICM国際基金	400,000	0	400,000	
その他寄付金	480,000	3,664,984	-3,184,984	他団体からの寄付金
<b>雑収入</b>	[ 92,874 ]	[ 131,998 ]	[ -39,124 ]	
受取利息等	4,030	4,207	-177	
著作権収入	88,844	127,791	-38,947	著作権使用料
<b>経常収益計</b>	<b>51,459,874</b>	<b>48,120,522</b>	<b>3,339,352</b>	
(2) 経常費用				
<b>事業費</b>	[ 34,674,624 ]	[ 27,447,435 ]	[ 7,227,189 ]	
<b>学会誌刊行事業費</b>	( 4,673,049 )	( 3,313,046 )	( 1,360,003 )	学会誌1・2号
編集製作費	3,912,036	2,552,531	1,359,505	印刷製本費・査読事務委託費含む
発送費	761,013	760,515	498	学会誌発送費用
その他	0	0	0	
<b>学術奨励事業費</b>	( 900,000 )	( 900,000 )	( 0 )	奨励研究×3件
研究助成金	900,000	900,000	0	
<b>広報委員会支出</b>	( 492,818 )	( 526,056 )	( -33,238 )	NL年3回発行
印刷製本費	70,308	64,510	5,798	学生会員広報・国際助産の日ポスター印刷費含む
旅費交通費	316,500	418,250	-101,750	委員会旅費交通費
通信運搬費	30,158	17,568	12,590	
消耗品費	2,200	1,316	884	封筒代等
謝金	54,000	8,000	46,000	ポスターデザイン料
会議費	19,652	16,412	3,240	委員会会議費
支払手数料	0	0	0	
<b>編集委員会支出</b>	( 203,174 )	( 67,795 )	( 135,379 )	
雑給	0	24,000	-24,000	
印刷製本費	210	5,500	-5,290	
旅費交通費	192,394	17,012	175,382	委員会旅費交通費
通信運搬費	574	9,162	-8,588	
消耗品費	0	0	0	
委託費	0	0	0	
支払手数料	0	0	0	
会議費	9,996	12,121	-2,125	委員会会議費
<b>表彰関連委員会支出</b>	( 205,822 )	( 256,378 )	( -50,556 )	
印刷製本費	200	0	200	
旅費交通費	90,350	198,280	-107,930	受賞者表彰式出席旅費含む
通信運搬費	360	642	-282	
表彰関係費	114,912	57,456	57,456	賞状・楯等制作費
消耗品費	0	0	0	
支払手数料	0	0	0	
<b>国際委員会支出</b>	( 315,134 )	( 199,103 )	( 116,031 )	
印刷製本費	180	5,365	-5,185	
旅費交通費	160,505	98,970	61,535	委員旅費交通費
通信運搬費	492	0	492	
交際費	0	0	0	
委託費	135,105	0	135,105	ICM文書翻訳料等
会議費	0	50,220	-50,220	
支払手数料	0	0	0	
謝金	18,852	44,548	-25,696	講師謝金等

# 正味財産増減計算書

自平成28年 2月 1日 至平成29年 1月31日

一般社団法人 日本助産学会

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
学術会議委員会支出	( 8,230 )	( 8,230 )	( 0 )	
新聞図書費	8,230	8,230	0	『学術の動向』購読
学術振興委員会支出	( 78,366 )	( 60,240 )	( 18,126 )	
印刷製本費	180	190	-10	
通信運搬費	8,166	1,730	6,436	
委託費	58,320	58,320	0	研究助成事務委託費
消耗品費	11,700	0	11,700	委員会作業用インカ-トリッジ等
ガイドライン委員会支出	( 1,615,557 )	( 385,159 )	( 1,230,398 )	
雑給	12,000	0	12,000	委員会作業補助人件費
印刷製本費	1,469,313	0	1,469,313	ガイドライン印刷・製作費
旅費交通費	86,981	313,483	-226,502	委員会旅費交通費
通信運搬費	3,966	0	3,966	
新聞図書費	0	4,887	-4,887	
会議費	43,297	66,789	-23,492	委員会会議費
支払手数料	0	0	0	
研修教育委員会支出	( 260,032 )	( 321,273 )	( -61,241 )	
雑給	0	29,000	-29,000	
印刷製本費	3,826	5,600	-1,774	研修会用印刷費含む
旅費交通費	214,113	164,734	49,379	委員・講師旅費交通費
通信運搬費	2,880	13,447	-10,567	委員会・研修会関係通信費
消耗品費	0	15,643	-15,643	
謝金	27,842	66,821	-38,979	講師謝金
委託費	0	0	0	
会議費	11,155	26,028	-14,873	委員会・研修会会議費
賃借料	0	0	0	
支払手数料	216	0	216	
学術集会支出	( 20,538,551 )	( 18,602,362 )	( 1,936,189 )	
学術集会開催支出	20,538,551	18,602,362	1,936,189	第30回学術集会
看護系学会等社会保険連合活動費	( 369,396 )	( 0 )	( 369,396 )	
雑給	0	0	0	
印刷製本費	3,170	0	3,170	WG印刷費
旅費交通費	287,940	0	287,940	WG旅費交通費
通信運搬費	328	0	328	
消耗品費	0	0	0	
謝金	77,958	0	77,958	WG企画研修会講師謝金
委託費	0	0	0	
会議費	0	0	0	
賃借料	0	0	0	
支払手数料	0	0	0	
助産用語集特別委員会支出	( 14,364 )	( 0 )	( 14,364 )	
雑給	0	0	0	
印刷製本費	2,720	0	2,720	委員会印刷費
旅費交通費	5,424	0	5,424	委員会旅費交通費
通信運搬費	82	0	82	
消耗品費	0	0	0	
謝金	0	0	0	
委託費	0	0	0	
会議費	6,138	0	6,138	委員会会議費
賃借料	0	0	0	
支払手数料	0	0	0	
周年事業支出	( 2,613,592 )	( 0 )	( 2,613,592 )	
周年事業支出	2,613,592	0	2,613,592	記念企画・式典・記念論文賞経費
学会関連事業費	( 2,384,725 )	( 2,475,667 )	( -90,942 )	
助産師団体連絡会	0	0	0	
健やか親子21	21,298	0	21,298	会議出席交通費
助産評価機構	500,000	500,000	0	会費(寄付金)
看護系学会協議会	80,000	81,650	-1,650	会費
看護系学会等社会保険連合	188,908	219,984	-31,076	会費および会議出席旅費
助産実践能力推進協議会	572,859	439,982	132,877	会議出席旅費
ICM	899,013	925,884	-26,871	ICM年会費
その他関連団体会議費	122,647	99,397	23,250	4団体連絡会等
ICMAPRC2015招致経費	0	208,770	-208,770	



# 正味財産増減計算書

自平成28年 2月 1日 至平成29年 1月31日

一般社団法人 日本助産学会

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減	備 考
選挙管理委員会支出	( 0 )	( 332,126 )	( -332,126 )	
印刷製本費	0	28,640	-28,640	今期は支出なし
旅費交通費	0	40,914	-40,914	
通信運搬費	0	14,172	-14,172	
委託費	0	248,400	-248,400	
貸倒引当金繰入	( 1,814 )	( 0 )	( 1,814 )	
貸倒引当金繰入	1,814	0	1,814	学会誌販売事業
管理費	[ 7,227,772 ]	[ 6,993,045 ]	[ 234,727 ]	
会議運営費	( 1,175,562 )	( 933,084 )	( 242,478 )	
社員総会費	147,010	37,034	109,976	会議運営費
学会総会費	1,600	84,006	-82,406	会議運営費
理事会費	( 1,026,952 )	( 812,044 )	( 214,908 )	
会議費	78,248	84,642	-6,394	
旅費交通費	948,704	727,402	221,302	
雑給	58,500	0	58,500	会計事務処理補助人件費
HP管理運営費(維持管理費)	129,600	118,800	10,800	ホームページ管理費
印刷製本費	119,230	291,132	-171,902	会費払込用紙等印刷費
旅費交通費	268,072	48,474	219,598	事務局およびその他会議旅費
通信運搬費	374,468	620,278	-245,810	会費請求等通信費
交際費	5,000	51,600	-46,600	暦年記録御礼
消耗品費	71,027	48,623	22,404	会計担当備品等含む
租税公課	10,600	0	10,600	印紙代等
支払手数料	407,545	331,658	75,887	銀行振込手数料
委託費	( 4,043,628 )	( 3,821,796 )	( 221,832 )	
事務委託費	3,525,228	3,303,396	221,832	(株)ガリオ・マイナビ対応含む
税理士顧問料	518,400	518,400	0	顧問料および決算・税務処理費
会議費	25,440	25,800	-360	その他会議費
寄付金支出	0	0	0	
雑費	0	0	0	
法人税等	539,100	701,800	-162,700	法人税
経常費用計	41,902,396	34,440,480	7,461,916	
当期経常増減額	9,557,478	13,680,042	-4,122,564	当期収支差額
2 経常外増減の部				
(1) 経常外収益	0	0	0	
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用	0	0	0	
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	9,557,478	13,680,042	-4,122,564	
一般正味財産期首残高	70,416,978	56,736,936	13,680,042	
一般正味財産期末残高	79,974,456	70,416,978	9,557,478	次期繰越金
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	79,974,456	70,416,978	9,557,478	

# 財産目録

平成29年 1月31日

一般社団法人 日本助産学会

(単位：円)


科目・摘要	金額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1 流動資産</b>			
現金預金	77,570,231		
現金	0		
普通預金	77,570,231		
みずほ銀行大塚支店普通2198629	7,339,794		
三井住友銀行飯田橋支店普通6572928	1,807,825		
ゆうちょ銀行 口座番号10190-33753051	756,182		
ゆうちょ銀行 郵便振替口座(会費)	54,258,660		
ゆうちょ銀行 郵便振替口座(事業参加費)	1,349,890		
ゆうちょ銀行 郵便振替口座ICMヒマサマーフット	254,516		
ゆうちょ銀行 郵便振替口座ICM国際	90,286		
ゆうちょ銀行 郵便振替口座	99,266		
三菱東京UFJ銀行神戸支店普通0147746	3,006,805		
りそな銀行神戸支店普通0188149	8,607,007		
未収金	270,000		
前渡金(次回学術集会)	2,500,000		
貯蔵品(学会誌在庫)	573,103		
流動資産合計		80,913,334	
<b>2 固定資産</b>			
特定資産			
特別事業基金	1,400,000		
(りそな銀行神戸支店)			
学術振興基金	7,000,000		
(三菱東京UFJ銀行神戸支店)			
		8,400,000	
資産合計			89,313,334
<b>II 負債の部</b>			
<b>1 流動負債</b>			
前受金	4,448,000		
未払金	4,348,827		
預り金	1,137		
仮受金	0		
貸倒引当金	1,814		
未払法人税等	539,100		
流動負債合計		9,338,878	
<b>2 固定負債</b>			
	0		
固定負債合計		0	
負債合計			9,338,878
正味財産			79,974,456

# 監査報告書

一般社団法人日本助産学会  
理事長 高田 昌代 殿

平成29年2月23日  
一般社団法人日本助産学会

監事 加藤 尚美   
(加藤 尚美)

監事 島田 真理恵   
(島田 真理恵)

我々監事は、当法人の平成28年2月1日から平成29年1月31日までの平成28年度決算報告に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等について監査を行いましたので、以下の通りご報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

我々監事は、理事及び事務局等と意思疎通を図り、理事会その他の重要な会議に出席し、学会諸事業の情報の収集に努めるとともに、株式会社ガリレオ学会業務情報化センター内会議室において会計帳簿及びこれに付随する資料について報告・説明を受けるとともに、内容の確認を行いました。

以上の方法によって、当該年度の決算報告に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等について監査いたしました。

## 2. 監査の結果

平成28年度決算報告に係る計算書類及びその付属明細書並びに財産目録等は、当法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

一般社団法人日本助産学会 定款改定案 新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

改正案	現 行
<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(会員の種別)</p> <p>第9条 本学会の会員は、次の<u>5</u>種とする。            (1)～(4) 省略  <u>(5) 名誉会員 本学会の発展に多大な寄与をした会員の中から、社員総会において別に定める規程に基づき理事会により推薦され、理事会の承認を得た者をいう。</u></p> <p>(会費)</p> <p>第11条 <u>本学会</u>の会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。            2～3 (省略)  <u>4 本条第1項の規定にかかわらず、名誉会員は会費の納入を要しない。</u></p> <p>(退会)</p> <p>第13条 普通会員、特別会員、賛助会員、<u>学生会員及び名誉会員</u>は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。</p> <p>付 則</p> <p><u>7. この定款は、平成29年3月17日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2章 会 員</p> <p>(会員の種別)</p> <p>第9条 本学会の会員は、次の<u>4</u>種とする。            (1)～(4) 省略  <u>(新規追加)</u></p> <p>(会費)</p> <p>第11条 <u>普通会員、特別会員及び学生会員</u>は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。            2～3 (省略)  <u>(新規追加)</u></p> <p>(退会)</p> <p>第13条 普通会員、特別会員、賛助会員<u>及び学生会員</u>は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。</p> <p>付 則</p> <p><u>(新規追加)</u></p>

一般社団法人日本助産学会 会員規程の改定案 新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

改正案	現 行
<p>(会員の権利)</p> <p>第2条 定款第9条に定める本法人の普通会員、特別会員及び学生会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>2. 定款第9条に定める本法人の賛助会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>3. 定款第9条に定める本法人の名誉会員の権利は以下のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 本法人が発行する学会誌及びニュースレターの配布を受けること。</u></p> <p><u>(2) 本法人の学術集会への参加に際しては、参加費の納入を要しない。</u></p> <p><u>(3) 代議員選挙及び役員選挙の選挙権、被選挙権は付与されない。</u></p> <p><u>(4) その他、理事会で決定した事項。</u></p>	<p>(会員の権利)</p> <p>第2条 定款第9条に定める本法人の普通会員、特別会員及び学生会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>2. 定款第9条に定める本法人の賛助会員の権利は以下の通りとする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p>
<p>(会員種別の変更)</p> <p>第4条 会員種別の変更は、随時の会員の申し出により行なうものとする。<u>ただし、名誉会員は除く。</u></p> <p>2～6 (省略)</p>	<p>(会員種別の変更)</p> <p>第4条 会員種別の変更は、随時の会員の申し出により行なうものとする。</p> <p>2～6 (省略)</p> <p><u>(新規追加)</u></p>
<p><u>第4条之二 名誉会員への会員種別の変更は、理事会の議を経て、行うこととする。</u></p>	
<p>付 則</p> <p><u>3 本規程は平成29年3月17日より施行する。</u></p>	<p>付 則</p> <p><u>(新規追加)</u></p>

## 一般社団法人 日本助産学会 名誉会員に関する規程（案）

（目的）

第1条 一般社団法人日本助産学会（以下、本学会という）の名誉会員に関する規定は、定款及び会員規程の定めるもののほかは、本規程の定めるところによる。

（名誉会員の推戴）

第2条 本学会の名誉会員の推戴は、次のとおりとする。

- 一 理事会は名誉会員候補者を本規程第3条の定めに基づき選定し、本人に推戴の同意を得たうえで、理事会の議を経て推戴する。
- 二 理事会は名誉会員の推戴についてニュースレター等で会員へ公告するとともに、翌年度に開催される社員総会において報告する。

（名誉会員推薦の基準）

第3条 前条第1項一号の名誉会員候補者は、本学会会員であり、本学会の役員の任に就いておらず、推戴の前年度末時点で満70歳以上であり、会員歴が通算30年以上の者で、以下の各号のいずれかのを満たす者とする。

- 一 理事長あるいは副理事長経験者
- 二 学術集会会長経験者
- 三 理事もしくは監事経験者であり、その任を通算6年以上勤めている者
- 四 本学会より功労賞を授与されている者
- 五 その他、理事会が認めた者

2 前項第一号から第五号の基準については、本学会の法人化以前の履歴も合算できるものとする。

（規程の改定）

第4条 本規程の改定は、社員総会の議を経て行う。

（付則）

- 1 本規程は平成29年3月17日より施行する。

## 平成 29 年度事業計画（案）

1. 助産学発展の推進
  - 1) 学術集会の開催
  - 2) 学会誌の発刊および原著論文投稿の促進（オンライン投稿・査読システムによる査読プロセスの迅速化）
  - 3) 研究助成
  - 4) 若手研究者の育成支援
  - 5) 助産用語集の発刊
2. 女性と家族を中心とした良質な助産実践の推進
  - 1) 「エビデンスに基づく助産ガイドラインー妊娠期・分娩期 2016」の普及啓発および産褥期ガイドラインの検討
  - 2) 医療事故調査制度への協力体制の構築
  - 3) 健やか親子 21 第 2 次活動への参画と関連情報の発信
3. 助産師、医師、女性のパートナーシップの確立
  - 1) 女性の健康向上のための政策提言と要望活動
  - 2) 関連団体・他職種との協働事業の推進
  - 3) 助産に関連する政策の推進
4. 社会貢献の活性化
  - 1) 女性とその家族に向けた活動の推進（市民参加の講演会等）
  - 2) 女性に向けた研究成果の配信
5. ICM への参画と国際研究交流の促進
  - 1) ICM への助産の質向上のための提言と地域代表の推薦
  - 2) 会員への ICM 関連情報の配信
  - 3) アジアにおける助産研究交流の促進
  - 4) ICM 評議員会出席とトロント大会への参加による世界に向けた本会の活動の紹介と情報発信
6. 日本助産学会の組織強化
  - 1) 代議員の機能強化
  - 2) 学会・会員間のコミュニケーションの活性化（ニュースレター・マンスリーメールの配信等）
  - 3) 学術集会開催に向けての連携強化
  - 4) 資金基盤の強化と整備
  - 5) 各種表彰事業
7. その他、理事会が必要と認める事業



一般社団法人日本助産学会 収支予算書(案)

平成29年2月1日～平成30年1月31日

(単位:円)

行No.	科目	予算額	前期予算額	備考
1	I 事業活動収支の部			
2	1 事業活動収入			
3	会費収入	24,400,000	23,718,000	
4	普通会员会費収入	22,320,000	22,080,000	納付率90%、新入会180名を想定
5	特別会員会費収入	1,390,000	1,010,000	納付率70%、新入会40名を想定
6	学生会員会費収入	160,000	128,000	納付率90%、新入会20名を想定
7	賛助会員会費収入	90,000	60,000	納付率100%を想定
8	入会金収入	440,000	440,000	新入会220名を想定
9	事業収益	14,641,000	19,340,000	
10	事業開催時参加費等	110,000	100,000	プレコン、研修・ワークショップ参加費収入
11	学術集会収入	13,321,000	18,030,000	第31回学術集会
12	学会誌等販売収入	1,160,000	1,160,000	購読料・バックナンバー
13	学会誌広告収入	50,000	50,000	学会誌広告掲載料
14	寄付金収入	30,000	430,000	
15	寄付金収入－ICMセーフティ・フット基金	15,000	15,000	
16	寄付金収入－ICM国際基金	15,000	15,000	
17	寄付金収入－その他	0	400,000	
18	雑収入	20,000	20,000	
19	受取利息	5,000	5,000	
20	著作権収入	15,000	15,000	
21	周年事業収入	0	2,750,000	
22	祝賀会参加費収入	0	500,000	
23	特別事業基金取崩し	0	2,250,000	
24	学術振興基金取崩し	2,000,000	2,000,000	
25	事業活動収入計	41,091,000	48,258,000	
26	2 事業活動支出			
27	① 事業費支出	27,795,000	36,332,000	
28	学会誌刊行事業費	4,000,000	3,700,000	
29	編集製作費	3,200,000	2,900,000	学会誌2号分印刷費+査読事務委託費
30	発送費	800,000	800,000	学会誌2号分発送費
31	学術奨励事業費	2,000,000	2,000,000	
32	研究助成金	2,000,000	2,000,000	奨励研究助成費
33	広報委員会支出	833,000	824,000	
34	雑給	15,000	15,000	原稿募集から編集までの一連作業 3回分×5000円編集料
35	印刷製本費	109,000	10,000	広報用ビラ印刷
36	旅費交通費	320,000	320,000	ミーティング出席の交通費
37	通信運搬費	152,000	72,000	メール一斉配信費用5000円×12(ガリレオ経由)・切手代等
38	消耗品費	3,000	8,000	議事録保存用USB
39	謝金	45,000	40,000	広報委員会より依頼した原稿料(1号当たり2人程度)
40	支払手数料	5,000	5,000	振り込み手数料
41	委託費	160,000	330,000	国際助産師の日ポスター制作費用等
42	会議費	24,000	24,000	委員会会議中のお弁当代 4回分
43	編集委員会支出	430,000	300,000	
44	雑給	20,000	20,000	資料作成・整理アルバイト
45	印刷製本費	15,000	5,000	資料印刷代
46	旅費交通費	240,000	215,000	(神奈川・静岡・京都・長崎)～東京の交通費80,000円×3回
47	通信運搬費	15,000	5,000	宅急便、レターパック
48	消耗品費	20,000	10,000	
49	謝金	0	0	
50	支払手数料	5,000	5,000	振込手数料
51	新聞図書費	10,000	0	
52	委託費	75,000	0	専任査読委員諸君確認作業委託費
53	会議費	30,000	40,000	会議用弁当、飲み物代
54	表彰関連委員会支出	481,000	482,000	
55	雑給	0	5,000	
56	印刷製本費	0	0	
57	旅費交通費	350,000	350,000	委員会旅費交通費及び受賞者招待経費
58	通信運搬費	1,000	1,000	
59	表彰関係費	120,000	120,000	表彰関連 楯・賞状製作費
60	謝金	0	0	
61	支払手数料	5,000	1,000	
62	会議費	5,000	5,000	委員会会議の弁当代
63	国際委員会支出	531,000	441,000	
64	雑給	192,000	0	トヨタプロジェクトデータ整理のアルバイト@8時間×20週×1200円
65	印刷製本費	25,000	25,000	学術集会資料印刷(ICM?)
66	旅費交通費	160,000	200,000	20,000×2名×4回分
67	通信運搬費	5,000	5,000	宅急便等
68	消耗品費	20,000	5,000	文房具等
69	謝金	0	80,000	
70	支払手数料	5,000	2,000	
71	委託費	100,000	100,000	ホームページ更新、翻訳料、著作権料
72	会議費	24,000	24,000	1,000×6人×4回分
73	学術会議委員会支出	10,000	10,000	
74	新聞図書費	10,000	10,000	
75				



行No.	科目	予算額	前期予算額	備考
76	<b>学術振興委員会支出</b>	<b>323,000</b>	<b>322,000</b>	
77	雑給	0	0	
78	印刷製本費	0	0	
79	旅費交通費	180,000	180,000	委員会参加のための交通費
80	通信運搬費	6,000	5,000	切手
81	消耗品費	15,000	15,000	コピー用紙、印刷トナー、宛名シール等
82	謝金	0	0	
83	支払手数料	5,000	5,000	振込手数料
84	委託費	67,000	67,000	助成申請事務・研究成果のWEB掲載依頼費用等
85	会議費	0	0	
86	会議費	50,000	50,000	会議用弁当、喫茶代
87	<b>ガイドライン委員会支出</b>	<b>615,000</b>	<b>1,280,000</b>	
88	雑給	150,000	150,000	文献整理のためのアルバイト代
89	印刷製本費	50,000	900,000	文献印刷、コピー
90	旅費交通費	150,000	150,000	委員会参加のための交通費
91	通信運搬費	5,000	5,000	切手
92	消耗品費	5,000	5,000	文房具
93	謝金	0	0	
94	支払手数料	5,000	5,000	振り込み手数料
95	新聞図書費	5,000	20,000	書籍等
96	会議費	45,000	45,000	支出内容
97	広報活動費	200,000	0	ガイドライン普及啓発
98	<b>研修教育委員会支出</b>	<b>315,000</b>	<b>1,485,000</b>	
99	雑給	0	100,000	
100	印刷製本費	10,000	50,000	研修会広報・資料印刷・コピー代 日本助産実践能力推進委員会 資料印刷・コピー代
101	旅費交通費	60,000	700,000	委員会・研修会交通費12,000×5回
102	通信運搬費	20,000	20,000	広報・依頼状等送付用切手、研修会・セミナー物品送付宅急便
103	消耗品費	10,000	100,000	文房具、コピー用紙、FAX消耗品等
104	謝金	150,000	150,000	研修会・セミナー 講師謝金
105	支払手数料	5,000	5,000	振り込み手数料
106	賃借料	0	250,000	
107	委託費	0	50,000	
108	会議費	60,000	60,000	委員会会議用、研修会・セミナー当日講師・委員・アルバイト用 弁当・茶菓
109	<b>学術集会支出</b>	<b>12,344,000</b>	<b>18,030,000</b>	
110	学術集会開催支出	12,344,000	18,030,000	第31回学術集会
111	<b>総務・庶務担当支出</b>	<b>405,000</b>	<b>170,000</b>	
112	雑給	0	0	
113	印刷製本費	10,000	10,000	印刷費
114	旅費交通費	300,000	50,000	総務委員会旅費 @50000×6回
115	通信運搬費	10,000	10,000	切手、送料代
116	消耗品費	10,000	30,000	文具
117	謝金	0	0	
118	支払手数料	30,000	50,000	振込手数料
119	委託費	0	0	
120	会議費	45,000	20,000	総務委員会会議弁当代@1500×5人×6
121	<b>会則担当支出</b>	<b>65,000</b>	<b>65,000</b>	
122	雑給	0	0	
123	印刷製本費	5,000	5,000	資料印刷費
124	旅費交通費	50,000	50,000	
125	通信運搬費	2,000	2,000	切手、はがき、FAX、宅急便
126	消耗品費	5,000	5,000	文具、コピー代
127	謝金	0	0	
128	支払手数料	0	0	
129	委託費	0	0	
130	会議費	3,000	3,000	会議費
131	<b>渉外担当支出</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
132	雑給	0	0	
133	印刷製本費	0	0	
134	旅費交通費	0	0	
135	通信運搬費	0	0	
136	交際費	0	0	*「学会関連事業費」各会議出席旅費にて計上
137	消耗品費	0	0	
138	謝金	0	0	
139	支払手数料	0	0	
140	委託費	0	0	
141	会議費	0	0	
142	<b>看護系学会等社会保険連合活動費</b>	<b>1,005,000</b>	<b>492,000</b>	
143	雑給	60,000	10,000	資料収集・調査データの入力作業と資料作成等
144	印刷製本費	15,000	10,000	ワーキングの資料コピー代:WG@3
145	旅費交通費	700,000	200,000	WG1の交通費(3名@350,000円/回@2回)、WG2の調査交通費3名@10,000
146	通信運搬費	15,000	10,000	文献資料の入手、郵送:WG@3
147	消耗品費	10,000	20,000	コピー用紙、プリントインク代:WG@×3
148	謝金	170,000	200,000	WG1&2・助産(看護)政策セミナー、看護技術の申請の専門助産
149	支払手数料	5,000	2,000	
150	賃借料	0	10,000	
151	委託費	0	0	
152	会議費	30,000	30,000	WG@×3:“在り方”申請の文献抄読と調査準備および報告書
153	<b>助産用語集特別委員会支出</b>	<b>1,083,000</b>	<b>1,355,000</b>	
154	雑給	18,000	0	アルバイト(9000円×3人)
155	印刷製本費	900,000	900,000	用語集・資料印刷代
156	旅費交通費	70,000	340,000	会議旅費 3回
157	通信運搬費	10,000	10,000	切手、葉書、FAX、宅急便等
158	消耗品費	30,000	5,000	文具、コピー用紙
159	謝金	0	50,000	
160	支払手数料	5,000	0	
161	委託費	0	0	
162	会議費	50,000	50,000	会議時のお茶、お菓子代

行No.	科目	予算額	前期予算額	備考
163	選挙管理委員会支出	490,000	0	
164	旅費交通費	50,000	0	選挙管理委員会旅費
165	印刷製本費	30,000	0	選挙案内等印刷
166	通信運搬費	30,000	0	案内同封手数料、郵送代等
167	謝金	0	0	
168	委託費	380,000	0	オンライン選挙システム利用料・管理費
169	会議費	0	0	
170	周年事業費	0	2,721,000	招請講演・記念式典・祝賀会・記念論文賞等費用
171	学会関連事業費	2,865,000	2,655,000	
172	助産師団体連絡会	20,000	20,000	会議費等
173	健やか親子21	20,000	10,000	会議出席旅費等
174	助産評価機構	500,000	500,000	賛助会費
175	看護系学会協議会	100,000	100,000	会費及び出席旅費
176	看護系学会等社会保険連合	225,000	225,000	会費及び出席旅費
177	助産実践能力推進協議会	500,000	500,000	会議出席旅費等
178	ICM	1,400,000	1,200,000	ICM会費+評議員会出席旅費、ブース出展料
179	その他関連団体会議費	100,000	100,000	会議出席旅費等
180	② 管理費支出	11,550,000	10,350,000	
181	会議運営費	1,400,000	1,900,000	
182	社員総会費	300,000	200,000	会場費及び要綱印刷費
183	学会総会費	0	50,000	会場費及び資料印刷費
184	理事会費	1,100,000	1,650,000	
185	会議費	100,000	150,000	
186	旅費交通費	1,000,000	1,500,000	
187	総務・会計支出	10,150,000	8,450,000	
188	雑給	100,000	0	会計担当事務補助
189	ホームページ管理運営費	170,000	170,000	
190	維持・管理費	170,000	170,000	ホームページ維持・管理費
191	印刷製本費	450,000	450,000	事務印刷費
192	旅費交通費	300,000	300,000	事務局等出張費含む
193	通信運搬費	500,000	700,000	会費請求等事務通信費等
194	交際費	100,000	100,000	慶弔費等
195	消耗品費	250,000	250,000	封筒制作費含む
196	租税公課	30,000	30,000	印紙税等
197	謝金	0	0	
198	支払手数料	450,000	350,000	振込手数料+貸金庫利用料
199	委託費	4,550,000	4,550,000	税理士顧問料・事務委託料・マイナンバー対応
200	会議費	100,000	100,000	その他会議運営費等
201	寄付金支出	0	0	
202	雑費	50,000	50,000	
203	法人税等	600,000	400,000	
204	予備費	2,500,000	1,000,000	
205	事業活動支出計	39,345,000	46,682,000	
206	当期収支差額	1,746,000	1,576,000	(1)
207	学術振興基金積み立て	1,000,000	900,000	(2)
208	特別事業基金積み立て	500,000	500,000	(3)
209	前期繰越収支差額	70,592,978	70,416,978	(4)
210	次期繰越収支差額	70,838,978	70,592,978	(1)-(2)-(3)+(4)

## 次々期（第 33 回）学術集会会長について

本学会理事会は、以下の者を次々期学術集会会長として推薦する

学術集会会長 谷口 初美 （九州大学）

## 日本助産学会代議員の皆様へ

日本助産学会では、日本医療安全調査機構による医療事故調査が行われる際に、医療事故調査等支援団体として、調査委員の推薦を行っています。日本医療安全調査機構から、当該地区の周産期の状況に精通している委員の推薦を期待して、各ブロックに推薦担当者窓口を置くことを依頼されています。本会では、重要な事項として、各ブロックに推薦担当者窓口を置くことにいたしました。

つきましては、推薦担当者窓口として、7ブロック（関東・甲信・東京で一つ）ごとに、1名を担当者として選出をお願いいたします。

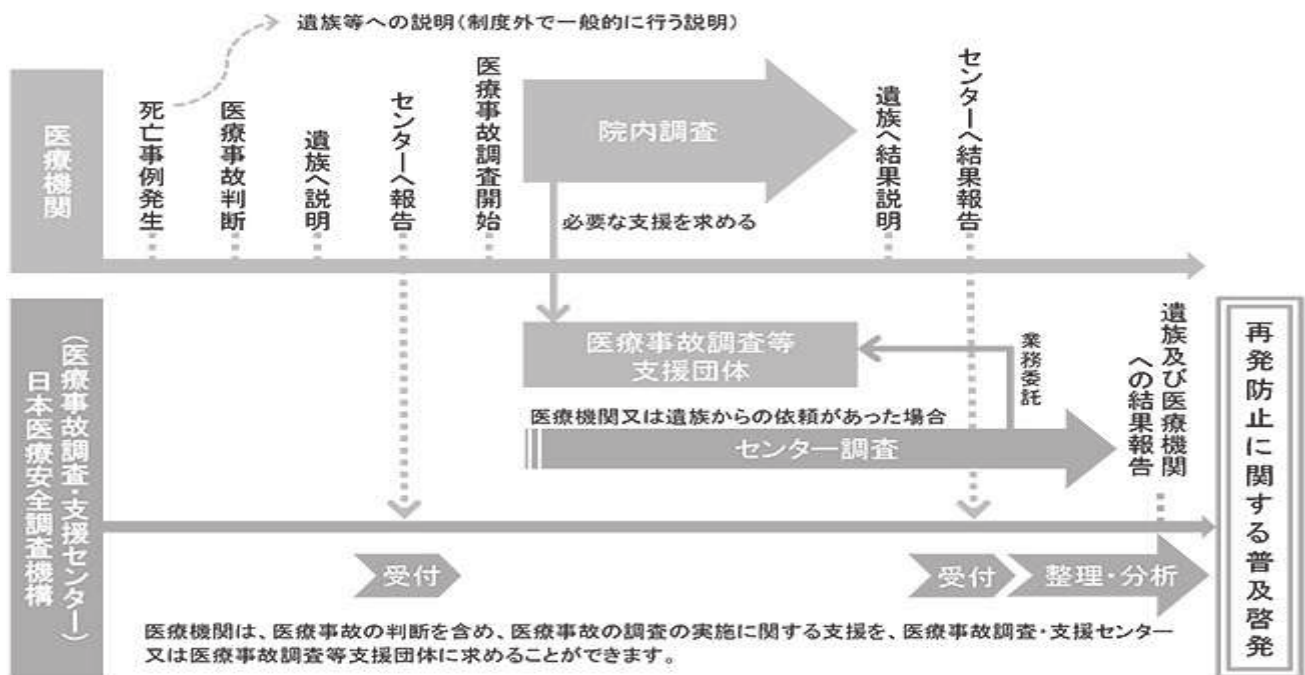
\*尚、今後(3月末頃)、調査協力体制の変更が生じる可能性があることをご了承ください。変更があった場合には、速やかに推薦担当者窓口の担当者ならびに、代議員の皆様にお知らせいたします。

また、推薦担当者窓口以外の皆様には、任意ではございますが、個別部会員としてご協力いただければと思います。

### 1. 日本医療安全調査機構 (<https://www.medsafe.or.jp/>) とは

医療法で定められている医療事故調査・支援センターの業務を行う機関です。

### 2. 医療事故発生から調査までの流れ



### 3. 医療事故調査等支援団体とは

「医療事故調査等支援団体」とは、医療機関が院内事故調査を行うに当たり、専門家の派遣等の必要な支援を行う団体です。本会は、学術団体として調査に協力をしています。

### 4. 医療事故調の状況

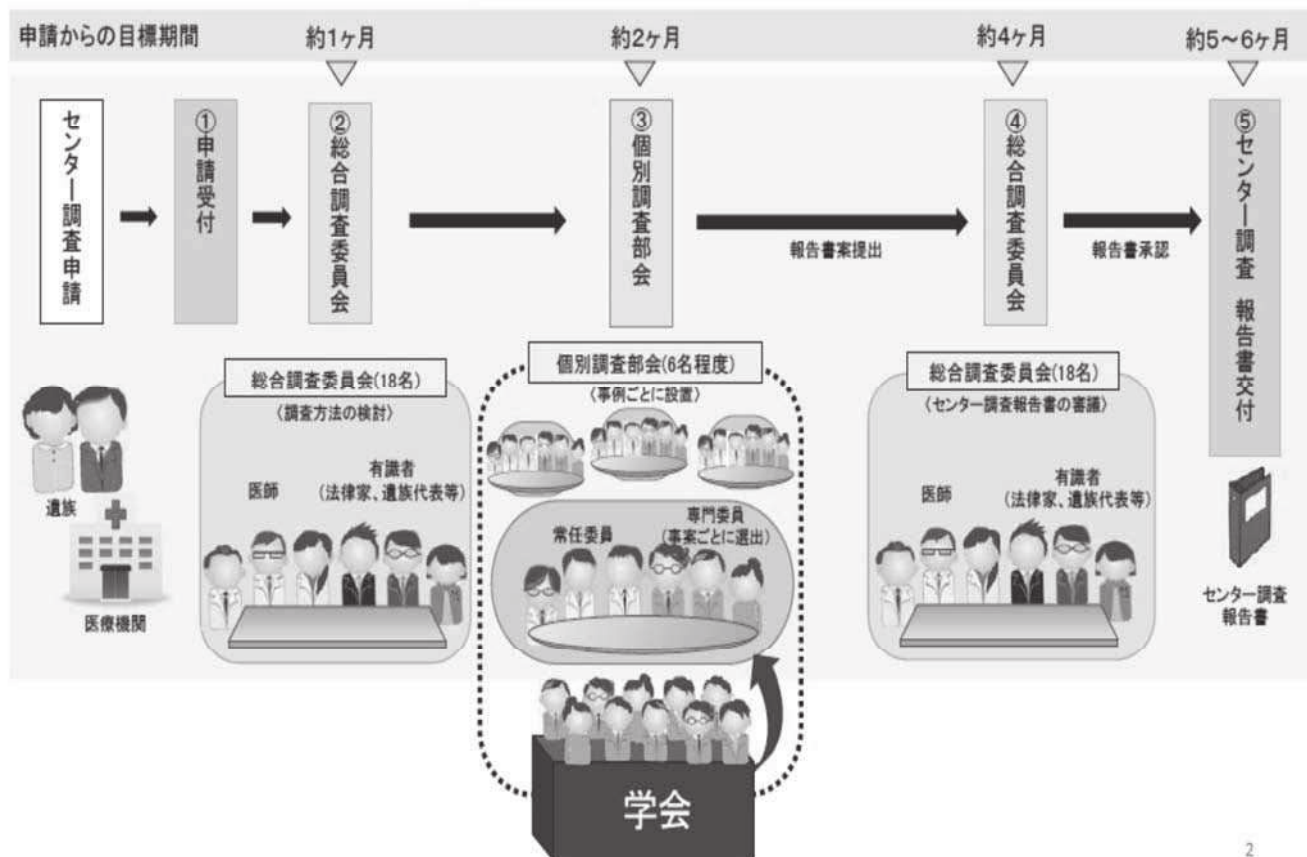
医療事故調査・支援センター 「医療事故方向に関する報告書」制度開始1年の動向

\*医療事故報告件数：産婦人科は22件、産科10件

\*子宮内胎児死亡：5件 \*出生～1カ月未満 21件

●本会への協力依頼は無かった。

# センター調査の流れ



2

## 5. 協力体制と依頼内容

**統括責任者** 日本助産学会担当理事

### ●依頼内容

○日本医療安全調査機構のご担当として、センター調査が円滑に進むよう、必要時支援、調整を行う。

**推薦担当者窓口** 各ブロックから1名

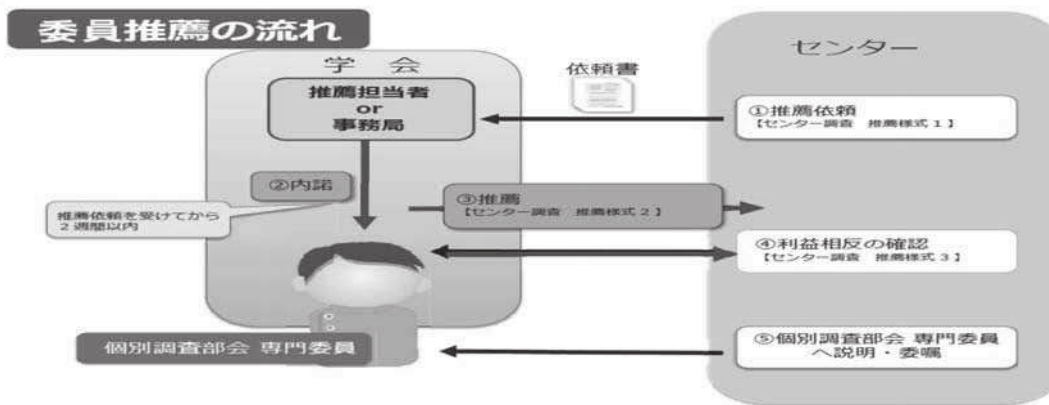
### ●依頼内容

○センターから本学会の協力が必要な事例が発生した際、推薦依頼により、推薦担当者様へ連絡がくる。その事例を確認し、地域ブロック内の当該領域の担当として審査するに適切な委員（『個別調査部会部会員』もしくは適任者）に内諾を取り、概ね2週間以内にセンターに回答（推薦）する。（書式・様式については、窓口担当者に個別に送付されます）

### ●推薦基準

○公正で広い視野に立つ指導的立場の方。

○統括責任者、または、個別調査部会部会員との併任も可能。



個別調査部会部会員 ← 実際に個別調査部会に選出された時点で、利益相反の確認後、センターより説明、委嘱状を発行

### ●作業内容

- 個別調査部会への出席。(2回程度開催予定。)
- 診療記録等調査資料の確認、事前・事後の調査・分析を行う。
- センター調査報告書案の取りまとめ(報告書の部分作成。報告書の最終確認。)

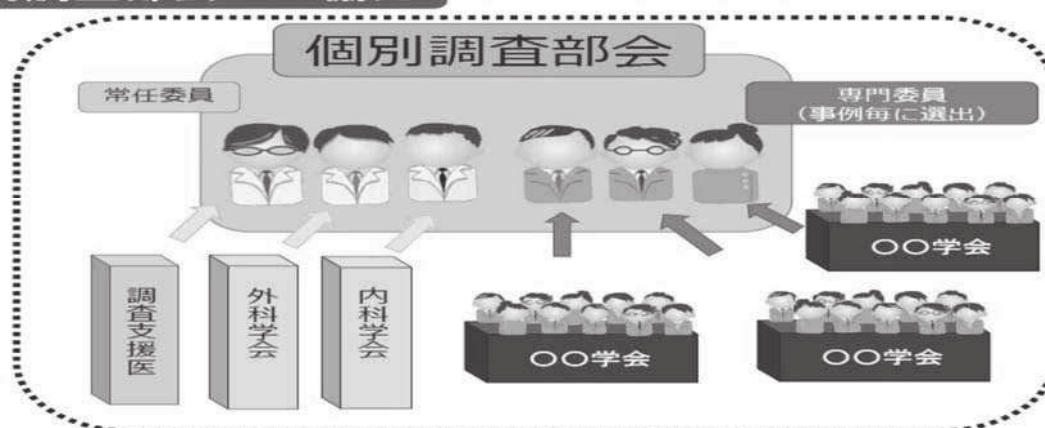
### ●推薦基準

- 専門領域の診療において現役、もしくは直近まで現役としてかかわり、公正で広い視野に立つ評価の立場に適した方。
- リストに限定されるものではなく、事例により専門性が必要な場合など、その都度の推薦、新たな推薦や指名も可能。
- 小児のように年齢や疾患の幅が広い場合は、推薦担当者が当該事例の特殊性に適した方を随時推薦するという方法も可能。

(推薦の参考)

**看護師**：当該専門領域の専門看護師もしくは認定看護師として実績を有する方、またはその同等とみなされる方。

### 個別調査部会への協力





【リストの作成について】

学会全体の統括責任者と事務局担当者をご記入ください。  
 また、ブロックごとに推薦担当者窓口と部会員をご記入ください。  
 部会員の人数は決まっておりますのでセルは適宜、追加・削除して下さい。

※○印記入		氏名	ふりがな	所属機関	部署	職名	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail	備考
○	統括責任者											
	事務局担当者	日本助産学会事務局		株式会社ガリレオ 東京オフィス内			170-0002	東京都豊島区豊島1-24-1 第2ユニオンビル4F	03-5981-9824	03-5981-9852	g019iam-mng@ml.zakkai.ne.jp	

↑ ※ブロックごとに推薦担当者窓口を置かない場合は、センターより統括責任者または事務局担当者に推薦の依頼をさせていただきますので、ご連絡を優先する方に○をご記入ください。

ブロック	区分	氏名	ふりがな	所属機関	部署	職名	郵便番号	住所	電話	FAX	E-mail	備考
北海道	推薦担当者窓口	この欄に記入がなければ、総括責任者または事務局担当者を通して推薦依頼をさせていただきます。										
	個別調査部会員	リスト内の部会員に限定するものではありません。事例の特殊性に適した方がリストにない場合は、リスト外の方の推薦をお願いします。										
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
東北	推薦担当者窓口											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
関東信越	推薦担当者窓口											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
東海北陸	推薦担当者窓口											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
近畿	推薦担当者窓口											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
中四国	推薦担当者窓口											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
九州	推薦担当者窓口											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											
	個別調査部会員											

## 平成 28 年度 学会賞表彰者

功 勞 賞 坂井 明美

< 表彰理由 >

坂井明美氏は、日本助産学会初期より学会活動にご尽力されました。評議員として6期、監事1期を勤められ、学会の基盤づくりから助産学の発展に向けて後進の育成に貢献されました。質の高い助産ケアと研究実績、古都金沢市という地域に根差した助産活動を展開され、本学会を牽引してくださいました。平成13年3月には「21世紀における助産学からの羅針盤」をテーマに、第15回日本助産学会学術集会（金沢市）を開催され、多くの助産師に未来志向の発想と希望を与えられました。このように坂井氏は、本学会の運営・発展に多大な貢献をされ、今日の日本助産学会並びに助産学の発展に寄与した功績は大きく、数多くの功労を納められました。

奨 励 賞 片岡弥恵子

< 表彰理由 >

片岡弥恵子氏は、現在、聖路加国際大学看護学部の教授としてご活躍されています。大学院での助産師教育およびウイメンズヘルス分野において、教育並びに研究活動に精力的にたずさわり、多くの助産実践・教育・研究者を育成してこられました。とりわけ、平成26年度から平成27年度にかけて、本学会の副理事長として、また平成27年に横浜で開催された第11回ICMアジア太平洋地域会議・助産学術集会の企画・運営等に多大な貢献をされました。

アジア太平洋地域の助産師および多くの助産師学生が、ともに助産の英知を研鑽できた素晴らしい大会を成功に導いた功績が高く評価されました。

学 術 賞 中田かおり

< 表彰理由 >

中田かおり氏は、聖路加看護大学（現聖路加国際大学）大学院博士課程を修了し、現在は国際医療福祉大学保健医療学部看護学科の准教授としてご活躍されています。研究は、“妊婦の体水分バランスに関する研究”をテーマに取り組まれています。今回の学術賞の論文である「生体インピーダンスによる妊婦の体水分と妊娠・分娩異常との関連：パス解析を用いた検討」では、妊婦の体水分を表す指標と「切迫早産およびその疑い」、「低出生体重」、「妊娠期の血圧上昇」との関連を明らかにし、体水分評価指標を用いた基準値探索の必要性を示唆しています。本研究成果は、助産実践の科学的な根拠となり、正常逸脱を早期に発見するための指標開発に繋がることから期待されることから高く評価されました。



# 事業運営組織表

任期 平成26年総会終結後～平成28年総会終結

担当および委員会	担当・委員長	委員 (所属)	*は理事・監事
庶務担当	安 達 久美子	渉外担当	福 井 トシ子
会則担当	春 名 めぐみ	会計担当	春 名 めぐみ
総務委員会	高 田 昌 代	*安 達 久美子 (首都大学東京) *春 名 めぐみ (東京大学) *福 井 トシ子 (日本看護協会) 片 岡 弥恵子 (聖路加国際大学)	
広報委員会	毛 利 多恵子	高 野 綾 (宮城県立こども病院) 竹 内 翔 子 (横浜市立大学) 藤 田 景 子 (金沢大学)	
編集委員会	江 藤 宏 美	大 田 えりか (聖路加国際大学) 中 川 有 香 (静岡県立大学) 中 村 幸 代 (横浜市立大学) 蛭 田 明 子 (聖路加国際大学) 眞 鍋 えみ子 (同志社女子大学)	
表彰関連委員会	加 納 尚 美	近 藤 好 枝 (慶応大学) *島 田 啓 子 (金沢大学) *葉 久 真 理 (徳島大学) 宮 澤 純 子 (城西国際大学)	
国際委員会	有 森 直 子	小 黒 道 子 (聖路加国際大学) 嶋 澤 恭 子 (神戸市看護大学) 関 島 香代子 (新潟大学) 高 木 とも子 橋 本 麻由美 (国立国際医療研究センター)	
学術会議委員会	高 田 昌 代 (神戸市看護大学) ・ 島 田 真理恵 (上智大学)		
学術振興委員会	葉 久 真 理	*有 森 直 子 (新潟大学) 下 見 千 恵 (広島国際大学) 竹 林 桂 子 (徳島大学)	
ガイドライン委員会	堀 内 成 子	浅 井 宏 美 (埼玉県立大学) *江 藤 宏 美 (長崎大学) 飯 田 真理子 (聖路加国際大学大学院)	
研修・教育委員会	中 根 直 子	木 下 千 鶴 (杏林大学医学部附属病院) 谷 口 千 絵 (神奈川県立保健福祉大学) 林 あゆみ (東京労災病院) 堀 田 久 美 (菜桜助産所) 松 本 弘 子 (東京大学医学部附属病院)	
助産用語集特別委員会	米 山 万里枝 (東京保健医療大学)	*安 達 久美子 (首都大学東京) 小 川 久貴子 (東京女子医科大学) 蠣 崎 奈津子 (岩手県立大学) 片 岡 弥恵子 (聖路加国際大学) 國 分 真佐代 (鈴鹿医療科学大学) 島 田 祥 子 (東京医療保健大学) 百 成 香 帆 (杏林大学) 藤 井 美穂子 (東京医療保健大学)	
看護系学会等 社会保険連合	島 田 啓 子	*福 井 トシ子 (日本看護協会) 井 村 真 澄 (日本赤十字看護大学) 片 岡 弥恵子 (聖路加国際大学) 藤 田 景 子 (金沢大学)	
日本看護系学会協議会	福 井 トシ子		
「健やか親子21」推進協議会	安 達 久美子	片 岡 弥恵子 (聖路加国際大学)	
助産師団体連絡会	高 田 昌 代		
日本助産評価機構	堀 内 成 子		
4 団 体 連 絡 会	高 田 昌 代 ・ 安 達 久美子		
助産実践能力認証に関する事項	高 田 昌 代	片 岡 弥恵子 (聖路加国際大学)	
医療安全事故調査担当	安 達 久美子		
監 事	加藤 尚美 (湘南医療大学) ・ 島田 真理恵 (上智大学)		
学 術 集 会	第31回会長 葉久 真理 (開催：徳島 平成29年3月18～19日) 第32回会長 村上 明美 (開催：神奈川 平成30年3月3日～4日)		

※委員 50 音順、所属名詳細は省略

## 理事名簿

任期 平成 28 年総会終結後～平成 30 年総会終結

### 理事長

高 田 昌 代 神戸市看護大学

### 副理事長

安 達 久美子 首都大学東京

### 理事

有 森 直 子 新潟大学  
江 藤 宏 美 長崎大学  
加 納 尚 美 茨城県立医療大学  
島 田 啓 子 金沢大学  
中 根 直 子 日本赤十字社医療センター  
葉 久 真 理 徳島大学  
春 名 めぐみ 東京大学  
福 井 トシ子 日本看護協会  
堀 内 成 子 聖路加国際大学／聖路加産科クリニック  
毛 利 多恵子 毛利助産所

## 監事名簿

任期 平成 26 年総会終結後～平成 30 年総会終結

### 監事

加 藤 尚 美 湘南医療大学  
島 田 真理恵 上智大学

(50 音順、所属名詳細は省略)

## 代 議 員 名 簿

任期 平成 28 年総会終結後～平成 30 年総会終結

### 北海道地区

安積 陽子	北海道大学
近藤 潤子	天使大学
高室 典子	助産院エ・ク・ボ
正岡 経子	札幌医科大学

### 東北地区

安藤 広子	日本赤十字秋田看護大学
塩野 悦子	宮城大学
福島 裕子	岩手県立大学
吉沢 豊予子	東北大学

### 関東・甲信越地区

有森 直子	新潟大学
石井 邦子	千葉県立保健医療大学
加納 尚美	茨城県立医療大学
上澤 悦子	福井大学
川島 広江	川島助産院
小林 康江	山梨大学
近藤 好枝	慶應義塾大学
坂口 けさみ	信州大学
島袋 香子	北里大学
田母神 裕美	日本赤十字社
中込 さと子	山梨大学
村上 明美	神奈川県立保健福祉大学
山本 詩子	山本助産院

### 東京地区

安達 久美子	首都大学東京
井村 真澄	日本赤十字看護大学
岡本 喜代子	おたふく助産院
小黒 道子	聖路加国際大学
加藤 尚美	湘南医療大学
島田 真理恵	上智大学
中根 直子	日本赤十字社医療センター
春名 めぐみ	東京大学
福井 トシ子	日本看護協会
堀内 成子	聖路加国際大学
森 明子	聖路加国際大学

### 東海・北陸地区

入山 茂美	名古屋大学
太田 尚子	静岡県立大学
北川 真理子	名古屋市立大学
久保田 君枝	聖隷クリストファー大学
島田 啓子	金沢大学
田淵 紀子	金沢大学
寺口 颯子	名古屋市立大学
野口 眞弓	日本赤十字豊田看護大学
野田 みや子	岐阜保健短期大学
安田 孝子	浜松医科大学
横手 直美	中部大学

### 近畿地区

我部山 キヨ子	京都大学
嶋澤 恭子	神戸市看護大学
島田 三恵子	大阪大学
鈴井 江三子	兵庫医療大学
高田 昌代	神戸市看護大学
日隈 ふみ子	佛教大学
藤井 ひろみ	神戸市看護大学
町浦 美智子	武庫川女子大学
眞鍋 えみ子	同志社女子大学
毛利 多恵子	毛利助産所

### 中国・四国地区

大平 光子	広島大学
合田 典子	川崎医療福祉大学
下見 千恵	広島都市学園大学
竹内 美恵子	徳島大学病院
葉久 真理	徳島大学

### 九州・沖縄地区

江藤 宏美	長崎大学
大石 和代	長崎大学
佐藤 香代	福岡県立大学
谷口 初美	九州大学
中尾 優子	鹿児島大学
松原 まなみ	聖マリア学院大学
吉留 厚子	鹿児島大学

(50 音順、所属名詳細は省略)

# 一般社団法人 日本助産学会定款

## 第1章 総 則

(名称)  
第1条 この法人は、一般社団法人日本助産学会（以下、本学会という）と称する。

(事務所)  
第2条 本学会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(目的)  
第3条 本学会は、助産学に関する研究の推進・知識の普及により助産学の発展をはかり、我が国の母子保健の向上に寄与し、国際連帯を持って人類の健康と福祉に資することを目的とする。

(規律)  
第4条 本学会は、別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、前条に掲げる目的の達成に努めるものとする。

(目的事業)  
第5条 本学会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
1 学術集会の開催  
2 学会誌等の発行  
3 助産学に関する研究及び調査  
4 学術奨励事業  
5 国内外の関連機関・団体との協力及び連携  
6 母子とその家族及び女性の健康と福祉に貢献するための社会活動  
7 その他目的を達成するために必要な事業  
2 前項の事業については、全国において行うものとする。

(公告)  
第6条 本学会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)  
第7条 本学会は、理事会及び監事を置く。

(事業年度)  
第8条 本学会の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(会員の種別)  
第9条 本学会の会員は、次の4種とする。  
1 普通会員 本学会の目的に賛同し、助産師免許を有し、かつ助産学に関心のある個人であって、理事会の承認を得た者をいう。  
2 特別会員 本学会の目的に賛同し、保健医療及び助産学の関連領域に関心のある個人であって、理事会の承認を得た者をいう。  
3 賛助会員 本学会の目的に賛同する個人または団体をいう。  
4 学生会員 本学会の目的に賛同し助産師免許を取得できる課程に在籍している個人であって、理事会の承認を得た者をいう。

(入会)  
第10条 普通会員及び特別会員として入会しようとする者は、本学会の目的に賛同することを宣した上で、所定の電磁的方法もしくは書面により入会の申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 学生会員として入会しようとする者は、本学会の目的に賛同することを宣した上で、所定の電磁的方法もしくは書面により入会の申込みを行い、同時に在籍する助産学教育課程の有効な学生証を提示し、理事会の承認を受けなければならない。

3 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(会費)  
第11条 普通会員、特別会員及び学生会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の金額については、社員総会の議決により会員規程に定める。

3 学生会員は学生会員資格継続のために、毎年本法人の指定の期日 までに学生証の提示を事務局に対し行なった上で会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第12条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 個人である会員が死亡したとき、法人である会員が解散したとき、または団体である会員が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納した後、本学会から督促があつても1か月間滞納金額の納付がないとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第13条 普通会員、特別会員、賛助会員及び学生会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第14条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総普通会員の半数以上であつて、総普通会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員本人に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において、その会員が議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本学会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その会員本人に対し、通知するものとする。

### (会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第15条 会員が第14条の規定によりその資格を喪失したときは、本学会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本学会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第3章 社 員

### (代議員制の採用)

第16条 本学会の社員は、代議員をもってこれにあてる。  
2 代議員を選出するために別に理事会が定める規程により、普通会員による代議員選挙を行う。  
3 本学会は代議員を普通会員25名に1人の割合で置く。  
4 本条第2項の代議員選挙において、普通会員は等しく選挙代議員を選挙する権利を有し、また代議員に立候補する権利も有する。  
5 代議員は、普通会員の中から選ばれることを要する。  
6 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。  
7 その他、定めのない事項については理事会で定めた規程に基づくものとする。

### (任期)

第17条 代議員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、連続して3期までとする。

2 前項の規定にかかわらず、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え又は理事もしくは監事の解任の訴え（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）第266条第1項、第268条、第278条又は第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。この場合において、当該代議員は、理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任（法

人法第 63 条及び第 70 条)並びに定款変更(法人法第 146 条)についての議決権を有しないこととする。

- 3 代議員の辞任または死亡等によりに欠員を生じたときは、代議員選挙における地区別得票順位名簿の中から次点者が残任期間その任に当たるものとする。

#### (社員資格の喪失)

**第 18 条** 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 会員資格を喪失したとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

## 第 4 章 社員総会

#### (種類)

**第 19 条** 本学会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

#### (構成)

**第 20 条** 社員総会は、社員をもって構成する。  
2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

#### (権限)

**第 21 条** 社員総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項並びにこの定款で定める事項を議決する。

社員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (4) 入会の基準並びに会費の金額
  - (5) 会員の除名及び社員の除名
  - (6) 解散
  - (7) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (8) 理事会において社員総会に付議した事項
  - (9) 本学会運営上の重要事項として理事会において社員総会に付議した事項
  - (10) 前各号に定めるもののほか、法令又はこの定款に定める事項
- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会において法人法第 39 条第 4 項の書面に記載した目的及び審議事項以外の事項は、議決することができない。ただし、法人法第 63 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する者の選任については、この限りではない。

#### (開催)

**第 22 条** 定時社員総会は理事会の決議に基づき理事長が招集し、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。  
2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 理事が必要と認め、理事会に招集の請求をしたとき。  
(2) 議決権の 10 分の 1 以上を有する社員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

#### (招集)

**第 23 条** 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、この限りではない。
- 3 理事長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行

用することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。

#### (議長)

**第 24 条** 社員総会の議長は、理事長がそれに当たる。

#### (定足数)

**第 25 条** 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席がなければ開催することができない。

#### (議決)

**第 26 条** 社員総会の議事は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

#### (議事録)

**第 27 条** 社員総会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 普通会員の現在員数及び出席者数(書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録の承認は、議長及びその社員総会において選出された議事録署名人 2 名以上が、署名・押印をしなければならない。

#### (社員総会規則)

**第 28 条** 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

## 第 5 章 役員等

#### (種類及び定数)

**第 29 条** 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1 名
  - (2) 副理事長 1 名
  - (3) 理事 20 名以内(理事長・副理事長を含む)
  - (4) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とし、1 名を副理事長とする。

#### (選任等)

**第 30 条** 理事及び監事は、社員総会において各々選任する。  
2 理事長、副理事長は、理事の中から理事会において選定する。  
3 監事は、本学会の理事若しくは使用人を兼ねることができない。  
4 理事又は監事に異動があったときは、2 週間以内に登記申請しなければならない。

#### (理事の職務・権限)

**第 31 条** 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本学会の業務の執行を決定する。  
2 理事長をもって法人法上の代表理事とし、理事長が本学会を代表し、その業務を執行する。  
3 副理事長は、理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。  
4 理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本学会の業務を執行する。また、理事長若しくは副理事長に事故があるとき、又は理事長若しくは副理事長が欠けたときは、理事会において、理事長又は副理事長を選定する。  
5 理事は、本学会の業務を分担執行する。  
6 理事長、副理事長及び理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務・権限)

**第 32 条** 監事は、次に掲げる職務を行う。  
(1) 理事の職務執行の状況を監査すること。  
(2) 本学会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。  
(3) 社員総会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。  
(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に



- 違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をする必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- (7) 理事が本学会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反するおそれがある場合において、その行為によって本学会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (任期)

- 第33条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して3期までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続して2期までとする。
- 3 理事、監事が辞任した時は、別途定める規程により選出した理事、監事の次点者がその残任期間に当たるものとする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

- 第34条** 役員を、社員総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

#### (報酬等)

- 第35条** 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。その額については、別に定める役員等の報酬規程による。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (取引の制限)

- 第36条** 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする本学会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本学会との取引
- (3) 本学会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本学会とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第6章 理事会

#### (権限)

- 第37条** 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか本学会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (6) 会員の入会の可否
- (7) その他法令に定めのある事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本学会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

#### (種類及び開催)

- 第38条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は、毎事業年度4回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第32条第1項第5号の規定により、監事から、理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

#### (招集)

- 第39条** 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。
- 2 理事長は、前条第3項第2号に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

#### (議長)

- 第40条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (議決)

- 第41条** 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

#### (決議の省略)

- 第42条** 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

#### (議事録)

- 第43条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

## 第7章 学会総会

#### (学会総会の種類)

- 第44条** 学会総会は、定時学会総会と臨時学会総会とする。

#### (学会総会の構成)

- 第45条** 学会総会は、普通会員をもって組織する。

#### (学会総会の権限)

- 第46条** 学会総会は、本学会の事業計画、収支予算並びに本学会運営上の重要事項について、理事会に対し意見を述べる。

#### (学会総会の開催)

- 第47条** 定時学会総会は、理事長が招集し、毎年1回開催する。ただし、定款第33条1項及び2項に規定される理事・監事任期の最終の事業年度に関する定時学会総会については、前期の理事長が召集し、前期の理事・監事が報告、説明の任に当たる。
- 2 臨時学会総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 開催についての理事会の議決があったとき
- (2) 普通会員現在数の5分の1以上から請求があったとき
- (3) 監事から招集請求があったとき

## 第 8 章 学 術 集 会

### (学術集會会長の選任)

第 48 条 本学会に学術集會会長を置く。

- 2 学術集會会長は、理事会が普通会員の中から推薦し、社員総会の承認を得る。

### (学術集會会長の任期)

第 49 条 学術集會会長の任期は前条第 2 項で規定する選任の日から、当該学術集會終了までとする。

### (学術集會会長の職務)

第 50 条 学術集會会長は、学術集會を主宰する。

- 2 学術集會会長は、理事会に出席することができる。

### (学術集會の開催)

第 51 条 学術集會は、毎年 1 回開催する。

- 2 学術集會会長は、学術集會の運営及び演題の選定等について審議するため、学術集會企画委員を委嘱し、学術集會企画委員会を組織する。

## 第 9 章 基 金

### (基金の拠出)

第 52 条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の募集等)

第 53 条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱い規程によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第 54 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱い規程に定める日までその返還を請求することができない。

### (基金の返還の手続)

第 55 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、法人法第 141 条第 2 項に定める範囲内で行うものとする。

### (代替基金の積立て)

第 56 条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

## 第 10 章 財 産 及 び 会 計

### (財産の管理・運用)

第 57 条 本学会の財産は理事長が管理し、その方法は、社員総会及び理事会の決するところに従うものとする。

### (事業計画及び収支予算)

第 58 条 本学会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

### (事業報告及び決算)

第 59 条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

### (剰余金の処分制限)

第 60 条 本学会は会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員に剰余金を分配する社員総会の決議は無効とする。

## 第 11 章 定 款 の 変 更 、 合 併 及 び 解 散 等

### (定款の変更)

第 61 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により変更することができる。

### (合併等)

第 62 条 本学会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

### (解散)

第 63 条 本学会は、法人法第 148 条第 1 号から第 2 号及び第 4 号から第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の議決により解散することができる。

### (残余財産の処分)

第 64 条 本学会が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の議決により本学会と類似の事業を目的とする他の公益法人等又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 12 章 開 示 請 求

### (普通会員の開示請求権)

第 65 条 普通会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代議員と同様に当法人に対して行使することができる。

- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

## 第 13 章 委 員 会

### (委員会の設置等)

第 66 条 本学会は、事業の円滑な運営を図るために、理事会の議を経て委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

## 第 14 章 表 彰 制 度

### (表彰制度と種類)

第 67 条 本学会は、本学会の発展に貢献あるいは学術領域において優れた業績があったと認められる学会員の表彰および助産実践の開発に貢献があったと認められる学会員を表彰することができる。

- 2 表彰の種類は次の 3 種とする。
  - (1) 日本助産学会功労賞
  - (2) 日本助産学会学術賞
  - (3) 日本助産学会奨励賞

## 第 15 章 事 務 局

### (設置等)

第 68 条 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局の重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

**(備付け帳簿及び書類)**

**第 69 条** 主たる事務所には、常に次に掲げる一般の閲覧に供する帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
  - (3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書
  - (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
  - (6) 財産目録
  - (7) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
  - (10) 前項の監査報告書
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
  - (12) 官公署往復書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第 70 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

**第 16 章 情報公開及び個人情報の保護**

**(情報公開)**

**第 70 条** 本学会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

**(個人情報の保護)**

**第 71 条** 本学会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

**第 17 章 補 則**

**(委任)**

**第 72 条** この定款に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

**付 則**

1. この定款は、平成 22 年 3 月 20 日から施行する。
2. この定款は、平成 23 年 7 月 24 日から施行する。
3. この定款は、平成 24 年 4 月 30 日から施行する。
4. この定款は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。
5. この定款は、平成 26 年 3 月 21 日から施行する。
6. この定款は、平成 27 年 3 月 27 日から施行する。